

特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

定 款

第1章 総則

第1条（目的）

この法人は、未利用資源を活用したバイオ炭製造を事業の中核として、農林業、福祉・教育、環境保全等の多様な分野をつなぐ対話と協働を促すことで、自然と調和し、誰もが自分らしく役割を担い、支え合う包摂的な地域社会の実現を目的とする。

第2条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議と称する。

第3条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）まちづくりの推進を図る活動
- （2）環境の保全を図る活動
- （3）子どもの健全育成を図る活動
- （4）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第4条（事業）

この法人は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 未利用資源等を原料としたバイオ炭の製造・販売
- ② バイオ炭の農地施用等によるカーボン・クレジット取引に係る事業
- ③ バイオ炭等に係る情報発信、イベントの開催
- ④ 製炭作業体験等を通じた環境学習の企画・実施
- ⑤ 炭化やエネルギー生産・活用に係る研究・開発
- ⑥ 国内の各種関係団体との連携・協働および支援
- ⑦ その他前各号に附帯または関連する事業

（2）その他の事業

特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、その他の事業として、役務の提供並びに物品

の販売及び斡旋を行うことができる。

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第5条（事務所）

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会 員

第6条（会員の種類）

この法人の会員は、次の2種とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- （1）団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人
- （2）個人会員 この法人の目的に賛同して加入した個人

第7条（加入）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. この法人に、会員として加入しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。
- 3. 加入の承認は、理事会が行う。

第8条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

- 2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）脱退届を提出したとき。
- （2）本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

第10条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費の不返還）

会員が既に納入した会費は、返還しない。

第3章 役員等

第13条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

3. 理事のうち、副代表理事2名以内をおくことができる。

第14条（役員の選任）

役員は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により決定する。

第15条（役員の職務）

代表理事は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を執行し、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。

3. 理事は、業務を執行する。

4. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

第16条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第18条（役員の報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第19条（事務局及び職員）

この法人に事務局を設けることができる。

- 2. 事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任免する。
- 3. 事務局の組織及び運営並びに職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会議

第20条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算報告、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき。
- (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより、会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって監事が招集するとき。

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき。

第24条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、構成員（総会においては正会員、理事会においては理事）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選出する。

第26条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決する。

2. 会議の目的である事項について理事又は正会員が提案した場合において、構成員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

第28条（委任）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって評決し、または他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第29条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）会議の日時及び場所

（2）構成員の総数

（3）会議に出席した構成員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）及び、理事会にあってはその氏名（表決の委任者を含む。）

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名、又は記名押印しなければならない。

3. 前2項の規定に関わらず、第27条第2項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 会議の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）会費
- （2）寄附金品
- （3）財産から生じる収益
- （4）事業に伴う収益
- （5）その他の収益

第31条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

第32条（会計の原則）

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第33条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第35条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第36条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決した者に譲渡する。

第37条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

第7章 雑則

第38条（公告）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行うとともに、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第39条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	安田 希恵
理 事	伊藤 麻純
理 事	佐藤 隆
理 事	溝淵 清彦
監 事	亀田 成春
3. この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の定めにかかわらず、成立の日から、2026年9月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び活動予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2025年9月30日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

団体会員	： 10,000円（年額）
個人会員	： 5,000円（年額）

要綱様式1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事	伊藤 麻純		無し
理 事	佐藤 隆		無し
理 事	溝淵 清彦		無し
代表理事	安田 希恵		無し
監 事	亀田 成春		無し

- 注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

設立趣旨書

【バイオ炭との出会い】

バイオ炭とは、バイオマス（化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源）を低炭素または無酸素状態で熱処理したものです。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」（2019年改良 IPCC ガイドライン）と定義されています。

北海道内では、オホーツク地域で8つのNPO法人が立ち上げた株式会社地域価値協創システム（美幌町）が、2021年からいち早く、バイオ炭の製造と活用に取り組んでいます。私たちは道内の中間支援センターの研修などで美幌の製炭事業の現場を見学し、2024年5月には、美幌に導入された小型製炭炉「密閉一体型BC炭化ユニット」（特許第7152098号）を開発し、全国で運用を支援する有限会社紋珠（大阪府高槻市、代表：島田勇巳氏）の高槻バイオチャーエネルギー研究所を数日間、実際に訪れ、バイオ炭に関わる体験や知見を蓄積してきました。

この製炭技術は、私たちの炭づくりのイメージを根底から覆すものでした。伝統的な炭焼きといえば、何日も山にこもって火を見守り続け、一人前になるには長年の修業が必要というものでした。しかしこの技術では、午前中に火入れをすれば、夕方には一定程度の品質の炭をつくる（その後は冷却工程に入るのみ）ことができ、障がいのある方でもその特性を生かして関わるができるものでした。

そして何よりも印象的だったのは、炭そのものの美しさでした。玉ねぎやピーマンなど、廃棄されるはずであった農産物が炭化されたものは、炭（素）としての新たな価値を得て、まるで芸術作品のようで大きな驚きを覚えました。

こうした出会いをきっかけに、あらためてバイオ炭について学びを深める中で、近年、国内の木炭の生産者は高齢化により急激に減少しており、自給率が2割以下になっていることを知りました。私たちはこれまで廃棄されるしかなかった林地残材や農業残渣といった“未利用資源”を活用する可能性に着目しました。

また、バイオ炭には、炭としてのこれまでの土壌改良効果だけではなく、バイオマスの炭化により分解されにくくなり、土壌中に施用しても大気中に放出されず、炭素貯留につながる効果があります。こうした地球温暖化対策としての側面は国際的に注目されており、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」でも農業者や消費者がカーボンニュートラルに参画できる方策として示されています。

北海道には未利用の木質バイオマス資源が豊富にあります。また、日本の食を支える北海道の農業において、カーボンニュートラルの実現は喫緊の課題です。北海道の中心都市である札幌を起点にバイオ炭を軸とした取り組みを始めることで、農林業、福祉・教育、環境保全といった分野を越えて人と資源がつながる共生社会の構築を進め、道内における地域づくりのモデルとして発信したいと考えています。

【バイオ炭を軸とした多様な連携の可能性】

私たちが最初のバイオ炭製造拠点として選んだのは、札幌市南区の石山地区です。南区は、豊かな自然と都市の利便性が共存する、札幌市内でも最も広い行政区。その中でも石山地区は、アイヌ語で「ウコッ・シリネイ（互いに山がくっついたところ）」と呼ばれ、明治期には札幌軟石の採掘で栄えました。現在もその歴史は「石山緑地」に残されており、地域の自然と文化が息づく場所です。

私たちはこの地域で活動する株式会社ふるさとファームとの出会いをきっかけに、ここでバイオ炭の製炭炉を設置することを決めました。ふるさとファームは、春から夏は野菜の栽培、秋から冬は林業を行う「半農半林」型の循環型経営を実践しています。このスタイルは、農と林の営みが季節によって切り替わりながら持続する、地域に根ざしたライフスタイルでもあります。

この営みに私たちのバイオ炭製造を組み込むことで、農林業の副産物・残渣物として出る剪定枝や伐採木、規格外品などを有効活用できるのではないかと考えました。地域の未利用資源に地域で新たな価値をつける、環境にも地域経済にもやさしい新たな連携モデルが生まれると期待しています。

そして私たちには、長年の市民活動を通じて築いてきた、NPO や地域福祉、教育、環境分野などとの横断的なつながりがあります。ふるさとファームもまた、地域の高齢者、障がいのある方、子どもや若者とともに農林業を通じた活動を実践してきた実績があります。そうした共通の土壌の中で、多様な立場の人たちと一緒に、このバイオ炭の取り組みを進めていきたいと考えています。

さらに、ふるさとファームが力を入れてきた環境教育や食育活動は、バイオ炭との相性が非常に良いと感じています。炭づくりや土づくりをテーマにした学習プログラムや地域イベントなど、子どもから大人までが楽しく学び、参加できる機会を増やしていきたいと思っています。

このように、バイオ炭を「つくる」「使う」「学ぶ」というサイクルの中で、農林業、福祉・教育、環境といった多様な分野がつながる地域連携を、石山地区を拠点に育んでいきます。そして、こうした実践を通じて、持続可能な地域社会のモデルを形にしていきたいと考えています。

以上のような思いから、私たちはこの法人を立ち上げることとし、未利用資源を活用したバイオ炭製造を事業の中核として、農林業、福祉・教育、環境保全等の多様な分野をつなぐ対話と協働を促すことで、自然と調和し、誰もが自分らしく役割を担い、支え合う包摂的な地域社会の実現を目的として活動します。

2025年6月30日

特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

設立代表者

安田 希恵

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日 から 2025年 9月 30日まで

特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

1 事業実施の方針

設立初年度（2025年7月～9月）は、立ち上げ期として、バイオ炭製造・販売の本格稼働に向けた準備を行う。具体的には、製炭炉の発注・設置に関する手配、原料・資材の調達、人員体制の構築、関係先との調整などを行う。バイオ炭の製造および関連事業の本格的な実施は、製炭炉の設置完了後である10月以降、特に11月からを予定しており、初年度においては事業基盤整備に終始するものとする。

2 事業の実施に関する事項

① 未利用資源等を原料としたバイオ炭の製造・販売

- ・内容：製炭炉の発注・設置、資材準備、販売ルートの検討など、製造開始に向けた準備作業
- ・実施予定日時：2025年7月～9月（発注・設置手続）
- ・実施予定場所：札幌市南区石山地区（株式会社ふるさとファーム敷地内）
- ・従事者の予定人数：役員等2～3名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：100千円（炭化炉設置準備費用等）

② バイオ炭の農地施用等によるカーボン・クレジット取引に係る事業

- ・内容：農地施用・Jクレジット化に向けた文献調査、関係機関との情報交換
- ・実施予定日時：2025年8月～9月（調査・打ち合わせ）
- ・実施予定場所：オンラインおよび事務所
- ・従事者の予定人数：役員等2～3名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：0円

③ バイオ炭等に係る情報発信、イベントの開催

- ・内容：団体立ち上げの趣旨や事業計画の周知、情報発信の準備（HP・SNS・チラシ等）
- ・実施予定日時：2025年7月～9月
- ・実施予定場所：オンライン

- ・従事者の予定人数：1名程度
- ・受益対象者の範囲：地域住民、関係者等
- ・予定人数：約50名（想定閲覧・配布数）
- ・事業費の予算額：0円

④ 製炭作業体験等を通じた環境学習の企画・実施

- ・内容：11月以降の実施に向けたプログラムの検討・資料作成・関係先への相談
- ・実施予定日時：2025年8月～9月
- ・実施予定場所：事務所、オンライン等
- ・従事者の予定人数：役員等2～3名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：0円

⑤ 炭化やエネルギー生産・活用に係る研究・開発

- ・内容：バイオ炭利用に関する文献収集や既存事例の把握、専門家との初期的な情報交換
- ・実施予定日時：2025年7月～9月
- ・実施予定場所：事務所、オンライン等
- ・従事者の予定人数：役員等2～3名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：0円

⑥ 国内の各種関係団体との連携・協働および支援

- ・内容：全国の先行団体との連絡・視察の準備、基礎情報整理
- ・実施予定日時：2025年8月～9月
- ・実施予定場所：事務所、オンライン等
- ・従事者の予定人数：役員等2～3名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：0円

2025年度の事業計画書

2025年10月1日 から 2026年 9月 30日まで

特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

1 事業実施の方針

設立2年目は、初年度に整備した製炭体制を活かし、本格的な製造・販売を展開する。また、地域住民や教育機関との関係構築を進め、環境学習や体験活動の充実を図る。一方で、農地施用やカーボン・クレジットに関する事業は、引き続き情報収集や連携準備など、基盤整備を優先する段階とする。

2 事業の実施に関する事項

① 未利用資源等を原料としたバイオ炭の製造・販売

- ・内容：週2回の製炭稼働により、月間1,400～1,900kgのバイオ炭を製造。BBQ炭としての直販・卸販売を実施しつつ、農業・園芸用途の商品開発にも着手
- ・実施予定日時：2025年10月～2026年9月（通年）
- ・実施予定場所：札幌市南区石山地区（ふるさとファーム敷地内）
- ・従事者の予定人数：1.5名体制（パート・ボランティア含む）
- ・受益対象者の範囲：地域住民、アウトドア層、農業者、園芸業者等
- ・予定人数：延べ800～1,200人（販売袋数・PR活動含む）
- ・事業費の予算額：4,446千円（人件費・資材・ガス代・広報費含む）

② バイオ炭の農地施用等によるカーボン・クレジット取引に係る事業

- ・内容：農地施用・Jクレジット制度に関する調査研究を継続。情報収集、先行事例のヒアリング、連携先の開拓などを行い、次年度以降の実証導入に備える
- ・実施予定日時：2025年10月～2026年9月（通年）
- ・実施予定場所：事務所、オンライン、一部現地ヒアリング等
- ・従事者の予定人数：役員等2～3名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：0円

③ バイオ炭等に係る情報発信、イベントの開催

- ・内容：製炭やカーボン活用の事例を紹介する説明会・現地見学会を開催。SNSや紙媒体での定期発信を実施
- ・実施予定日時：年3～4回のイベント＋随時情報発信

- ・実施予定場所：ふるさとファーム敷地内
- ・従事者の予定人数：役員等 2～3 名＋ボランティア
- ・受益対象者の範囲：地域住民、学生、教育・行政関係者等
- ・予定人数：イベント参加者累計 20～30 名程度
- ・事業費の予算額：0 円

④ 製炭作業体験等を通じた環境学習の企画・実施

- ・内容：子ども向け・福祉施設向けなど、多様な対象者に応じた体験プログラム（炭づくり、土づくり、食育）を企画・実施
- ・実施予定日時：通年（季節や対象に応じて不定期）
- ・実施予定場所：ふるさとファーム敷地内
- ・従事者の予定人数：役員等 2～3 名＋ボランティア
- ・受益対象者の範囲：子ども、若者、高齢者、障がいのある方など
- ・予定人数：イベント参加者累計 20～30 名程度
- ・事業費の予算額：20 千円

⑤ 炭化やエネルギー生産・活用に係る研究・開発

- ・内容：炭の燃焼熱活用や、炭粉・副産物の用途開発について試験的検討を行う。大学・専門機関との連携を模索
- ・実施予定日時：通年
- ・実施予定場所：ふるさとファーム敷地内・一部研究機関への依頼あり
- ・従事者の予定人数：役員等 2～3 名
- ・受益対象者の範囲：団体内部、協力機関等
- ・予定人数：—
- ・事業費の予算額：25 千円

⑥ 国内の各種関係団体との連携・協働および支援

- ・内容：全国の先行団体との連絡・視察の準備、基礎情報整理
- ・実施予定日時：2025 年 8 月～9 月
- ・実施予定場所：事務所、オンライン等
- ・従事者の予定人数：役員等 2～3 名
- ・受益対象者の範囲：—（準備段階のため）
- ・予定人数：—（準備段階のため）
- ・事業費の予算額：0 円

法人名： 特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

活動予算書

法人成立の日 ～ 2025 年 9 月 30 日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金		300,000	
2. 受取会費		30,000	
3. 事業収益		0	
4. その他収益		0	
経常収益計			330,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
原材料費	0		
賃借料	50,000		
リース料	0		
発送費	0		
消耗品費	50,000		
その他経費計	100,000		
事業費計		100,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
旅費交通費	5,000		
租税公課	60,000		
その他経費計	75,000		
管理費計		75,000	
経常費用計			175,000
当期正味財産増減額			155,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			155,000

法人名： 特定非営利活動法人 バイオ炭推進北海道会議

活動予算書

2025 年 10 月 1 日 ～ 2026 年 9 月 30 日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金		500,000	
2. 受取会費		45,000	
3. 事業収益		4,000,000	
4. その他収益		0	
経常収益計			4,545,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	1,650,000		
人件費計	1,650,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
原材料費	232,000		
燃料費	60,000		
賃借料	120,000		
リース料	2,004,000		
広報・営業費	360,000		
保険料	65,000		
その他経費計	2,841,000		
事業費計		4,491,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	0		
通信費	0		
租税公課	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			4,491,000
当期正味財産増減額			54,000
前期繰越正味財産			155,000
次期繰越正味財産額			209,000